

防衛省訓令第11号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第17条において読み替えて準用する同法附則第16条第5項及び第6項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第17条において読み替えて準用する同法附則第16条第5項及び第6項の施行に伴う防衛省の職員に係る寒冷地手当の経過措置に関する訓令を次のように定める。

平成27年3月30日

防衛大臣 中谷 元

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第17条において読み替えて準用する同法附則第16条第5項及び第6項の施行に伴う防衛省の職員に係る寒冷地手当の経過措置に関する訓令

（定義）

第1条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意

義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般職給与法 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）をいう。
- (2) 防衛省職員給与法 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）をいう。
- (3) 整備法 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）をいう。
- (4) 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）をいう。
- (5) 旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第17条において読み替えて準用する改正法附則第16条第1項第1号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。
- (6) 新寒冷地等在勤等職員 改正法附則第17条において読み替えて準用する改正法附則第16条第1項第2号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
- (7) 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第17条

において準用する改正法附則第16条第1項第3号
に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。

(8) 一部施行日 改正法第3条の規定の施行の日をい
う。

(9) 基準日 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（
昭和24年法律第200号）第5条において読み替
えて準用する同法第1条に規定する基準日（その属
する月が平成30年3月までのものに限る。）をい
う。

（改正法附則第17条において読み替えて準用する改
正法附則第16条第5項による寒冷地手当に関する経
過措置）

第2条 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員であ
る者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在
勤等職員であった者であって、一部施行日から当該基
準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員
又は新寒冷地等在勤等職員であったもの（改正法附則
第17条において読み替えて準用する改正法附則第1

6条第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。) に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、同条第2項から第4項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

(改正法附則第17条において読み替えて準用する改正法附則第16条第6項による寒冷地手当に関する経過措置)

第3条 人事交流等により検察官であった者又は防衛省職員給与法第14条第2項において準用する一般職給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等であった者から一部施行日以降に引き続き防衛省職員給与法第4条第1項及び第4項に規定する俸給表の適用を受ける職員(以下この条において「俸給表適用職員」という。)となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合(一部施行日の前日において整備法第207条の規定による改正前の防衛省職員給与法第14

条第2項において準用する整備法第3条の規定による改正前の一般職給与法第11条の7第3項に規定する特定独立行政法人職員等であった者が、一部施行日に引き続き俸給表適用職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合を含む。)において、基準日において当該職員である者に対しては、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表適用職員でなかった期間を俸給表適用職員として勤務していたものとみなして、改正法附則第17条において読み替えて準用する改正法附則第16条第2項から第4項まで又は前条の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。